

教職課程

教員になるには

教員になるためには、学校種ごとの教育職員免許状が必要です（中学校・高等学校は教科ごとの免許状になります）。

この免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得（大学を卒業）し、かつ文部科学省より教員養成課程の認定を受けた教育機関（大学等）の教職課程で所定の科目の単位を修得しなければなりません。この「教育職員免許状」を取得するための課程が『教職課程』です。

①本学で取得可能な免許状

学科により取得可能な免許状は異なります。詳しくは下表で確認してください。

2025年度入学生 ※「●」・・・取得可能な免許種

芸術工学部	学 科	中学校教諭一種 (美術)	高等学校教諭一種 (美術)	高等学校教諭一種 (工芸)	高等学校教諭一種 (工業)
	建築・環境デザイン学科				●
	生産・工芸デザイン学科	●	●	●	
	ビジュアルデザイン学科	●	●		
	メディア芸術学科	●	●		

②教員免許状の取得要件

本学で教員免許状を取得するには、教育職員免許法ならびに教育職員免許状施行規則に定められているとおり、「基礎資格」（学士の学位の取得）を有すること、「教科及び教職に関する科目」、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」について所定の単位を取得する必要があります（下表A、B参照）。

A：基礎資格及び最低修得単位数

	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 (教科及び教職に関する科目)
中学校教諭一種免許状（美術）	学士の学位を有すること	59
高等学校一種免許状（美術・工芸・工業）	学士の学位を有すること	59

B：2025年度入学生 単位数表

	科目群	最低修得単位数		詳細
		中一種免	高一種免	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	145ページ～
	教育の基礎的理解に関する科目等	27	23	149ページ
	大学が独自に設定する科目	4	12	149ページ
「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目		8	8	149ページ
※中学免許取得希望者のみ、「介護等体験」への参加が必須となります。				143ページ

※教職課程の授業科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」という科目群の構成になっており、それぞれの科目群で必要単位を修得しなければなりません。

※本学の「教職課程」は、みなさんが4年間で卒業に必要な単位数を修得して、学士の学位を取得する「教育課程」とは異なるものです。そのため教育職員免許状の取得のために履修する授業科目のうち、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「各教科の指導法」（以下「教職課程科目」という。）は卒業単位には含まれません。

※基礎教育区分として開設される「教育心理学」については、当該区分において卒業要件に含まれます。

※博物館学芸員課程、建築士資格科目の履修に更に希望する場合、時間割の都合により、卒業年次までに必要な単位数が修得できない場合があります。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」は、取得免許種や所属学科によって設定されている科目が異なりますので、該当のページを確認してください。

各ページに記載の「※必修科目」「#選択必修科目」は、教職課程における必修科目、選択必修科目ですので、漏れなく履修をしてください（P.65～69記載の教育課程における必修科目、選択必修科目とは異なる場合があります）。